

台	大正	六四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
部	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
各	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
負	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

財團法人協調會大阪支所

財團法人協調會大阪支所

① 争議ニ對スル會社側ノ意圖態度

本件争議ハ現業員訓ニ何等ノ誠意アル所尙ナク突然罷業ヲ敢行シ電車賣上代金ノ所定整理ヲナサズ純然タル義務放棄ニシテ且此ノ舉措ニ出テ以テ労働條件ヲ獲得ヲナシ得ルトノ盲目的行動ハ將來禍根ヲ醸成スルニ至ルベキヲ以テ此ノ際

第一、妥協的協調ヲ排シ謝罪的形式ナキ限り絶對ニ復職ヲ聽許セザルコト

第二、罷業團ト對立的形態ヲ存続スルハ不可ナルヲ以テ一定期間ニ復職セザルモノハ解職シ争議對立關係ヲ形式的ニ消滅シ一切ノ直接交渉ヲ杜絶スルコト

第三、現在實施セル最少限度ノ運轉系統ニ於テ尚優ニ二週間繼續シ得ル能力アリ且不言實行會、自發俱樂部ノ復職者漸増セル趨勢ニシテ善良ナル復職希望者ニ復職ヲ恫恫スルコト

第四、即時從業員ノ大募集ヲ開始シ二週間ノ養成期間ニテ運轉